

平成 29 年 3 月 8 日

各 位

東和銀行と埼玉県信用保証協会の業務提携について

株式会社東和銀行（頭取 吉永 國光）と埼玉県信用保証協会（会長 後閑 博）は、貸出条件の変更をしている中小企業・小規模事業者であっても、事業の改善に資する資金を積極的に支援するなど、従来にも増して経営改善支援に積極的に取り組むため、「経営改善・事業再生支援に関する覚書」を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 締結日 平成 29 年 3 月 1 日（水）

2. 目的

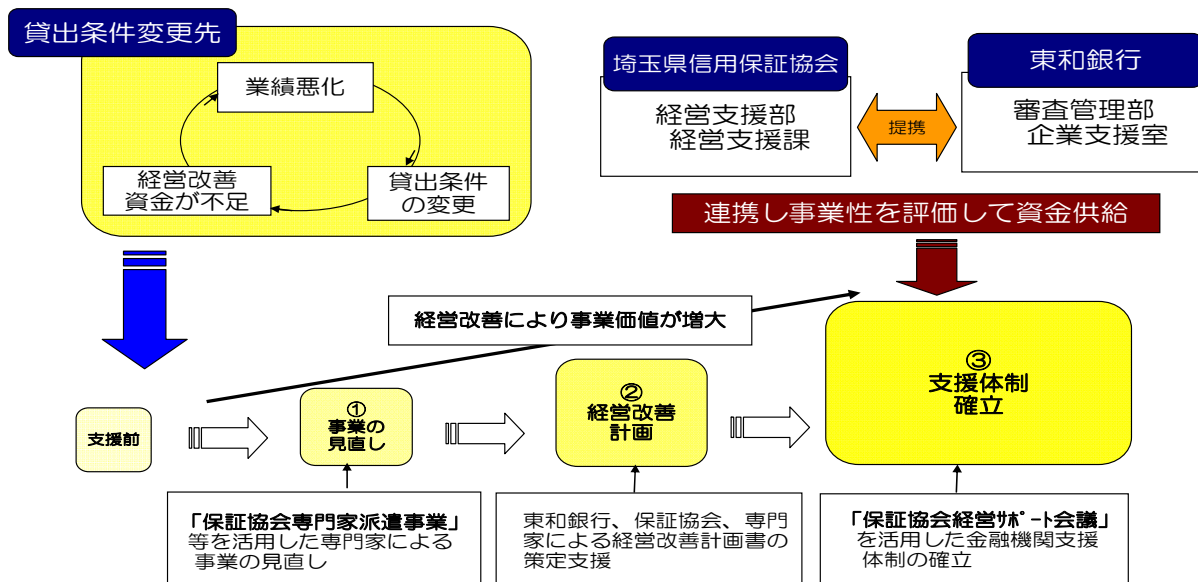
東和銀行と埼玉県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の経営改善支援の実施にあたり、過去の業績の悪化等により貸出条件を変更している先であっても、信用保証協会の「専門家派遣事業」や「経営サポート会議」を活用するなどにより経営改善に向けた取り組みを行っている先に対しては、双方の企業支援部署が適宜連絡会を開催して情報交換を行うなどの連携を強化し、より深度ある適切な事業性評価にもとづき、積極的に経営改善資金の供給・信用保証を行う。

これにより、中小企業・小規模事業者の経営改善の着実な進捗を図るとともに、地域経済の発展を図る。

3. 主な業務提携内容

東和銀行は審査管理部企業支援室、埼玉県信用保証協会は経営支援部経営支援課に業務提携に係る窓口を設置し、適宜連絡会を開催する等により、経営改善支援業務のあり方や、具体的な方策、個別企業の支援方法について協議、情報交換を行う。

東和銀行と埼玉県信用保証協会の提携融資のイメージ



以 上